

後期高齢者医療制度

「被保険者証」 更新のお知らせ

令和6年7/31まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 6年 7月31日
交付年月日	令和●●年●●月●●日
被保険者番号	●●●●●●●●
住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名	広域 昇 郎 男
生年月日	昭和●●年●●月●●日
資格取得年月日	令和●●年●●月●●日
発効期日	令和●●年●●月●●日
一部負担金の割合	●割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 3 4 X X X X 広島県後期高齢者医療広域連合 印

令和6年
8/1
から

更新後

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 7年 7月31日
交付年月日	令和●●年●●月●●日
被保険者番号	●●●●●●●●
住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名	広域 昇 郎 男
生年月日	昭和●●年●●月●●日
資格取得年月日	令和●●年●●月●●日
発効期日	令和●●年●●月●●日
一部負担金の割合	●割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 3 4 X X X X 広島県後期高齢者医療広域連合 印

実際の被保険者証とは異なる場合があります

新しい被保険者証は
8月1日から使用してください。
7月下旬にお届けします。
更新の手続きは必要ありません。

- **限度額適用・標準負担額減額認定証**及び**限度額適用認定証**も更新します。対象者には、有効期限が令和7年7月31日までのものを被保険者証と一緒にお届けします。
- **特定疾病療養受療証**は、有効期限がありませんので、そのままご使用ください。


マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証を使うメリット

- より良い医療を受けることができる
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録をしていない方は、以下の手続きが必要です。

- ①マイナンバーカードを申請
- ②マイナンバーカードを保険証として登録



■お問い合わせ先／広島県後期高齢者医療広域連合
TEL 082-502-3010 FAX 082-502-7844
又は、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当窓口

